

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋孝眞

- 1 日時  
平成 29 年 8 月 1 日（火曜日）  
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 31 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、  
菅野ひろのり委員、嵯峨耄朗委員、川村伸浩委員、高田一郎委員、吉田敬子委員
- 4 事務局職員  
菊池担当書記、羽澤担当書記、工藤併任書記、千葉併任書記、阿部併任書記
- 5 説明のため出席した者  
紺野農林水産部長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、  
小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、阿部林務担当技監、  
伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、志田漁港担当技監、佐藤競馬改革推進室長、  
及川理事心得、及川参事兼団体指導課総括課長、  
伊藤参事兼流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
照井農林水産企画室企画課長、小島農林水産企画室管理課長、  
関口団体指導課指導検査課長、中南農業振興課総括課長、  
中村農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、  
多田農村建設課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、  
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、  
松岡農産園芸課水田農業課長、藤代畜産課総括課長、菊池畜産課振興・衛生課長、  
大畑林業振興課総括課長、佐々木森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、  
漆原森林保全課総括課長、中井水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、  
佐々木漁港漁村課漁港課長、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 6 一般傍聴者  
なし
- 7 会議に付した事件
  - (1) 委員席の変更について
  - (2) 継続調査
    - ア 鳥獣被害対策について
    - イ ナラ枯れ被害の現状と対策について

## 8 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

なお、本日、菊池競馬改革推進監は身内の不幸のため欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。平成29年7月7日に渡辺幸貫委員が辞職したことに伴い、委員席につきましては現在御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、鳥獣被害対策について調査を行います。調査の進め方についてであります、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○中村担い手対策課長 鳥獣被害対策について、お手元にお配りしていますA4判の資料により御説明いたします。

野生鳥獣による農作物被害の状況ですが、平成27年度の全国農作物被害額は176億円となっており、前年度に比べ17億円減少しています。本県においては、平成28年度の速報値で約4億円となっており、前年度に比べ400万円減少しています。このうちニホンジカによる被害額は約2億2,000万円と、全体の過半を占めております。下の写真は、ニホンジカによるキャベツと牧草地の食害の状況です。

2ページ目をお開き願います。上からニホンジカによる大豆、リンゴの食害、ツキノワグマによるデントコーンの食害、ハクビシンによるブドウの食害、イノシシによる水田の掘り起こし、ジャガイモの食害の状況を載せております。

3ページをお開き願います。野生鳥獣による被害地域の過去5年間の推移を示した地図です。被害額は減少している一方で、ニホンジカ、ハクビシンなどの被害地域が拡大しています。

4ページをお開き願います。次に、国等の対応状況ですが、国では鳥獣被害防止特別措置法に基づき、被害防止施策の基本方針を作成し、県内の全市町村がこの指針に即して対象鳥獣、対応方針などを記載した被害防止計画を策定しています。国では、財政支援として特別地方交付税措置や鳥獣被害防止総合対策交付金による助成、権限移譲として県の捕獲許可権限の移譲、人材確保として市町村ごとに捕獲等の対策を行う鳥獣被害対策実施隊の設置などの支援を行っております。現在31市町村において鳥獣被害対策実施隊が設置されており、本年度中に全市町村で設置の予定です。

5ページをお開き願います。次に、これらの状況を踏まえた本県の課題ですが、生息数が多い野生鳥獣については捕獲、被害防止技術の向上と普及、野生鳥獣が出没しにくい環

境整備が必要と考えております。

対応策として、捕獲対策の強化、被害防止対策の強化、地域ぐるみの被害防止活動の実践に取り組んでいます。

まず、捕獲対策の強化についてですが、ニホンジカの捕獲につきましては平成 25 年度以降、年間約 1 万頭の捕獲を継続しています。これらの捕獲活動の支援については、有害捕獲活動への助成と大量捕獲技術の実証を行っております。新規狩猟者の確保、育成については、狩猟の魅力 PR セミナーの開催や農業者への狩猟免許取得の働きかけなどの取り組みの説明を行い、免許所持者は増加傾向にあります。

6 ページをお開き願います。これがニホンジカの大量捕獲技術の実証の概要です。スマートフォンで遠隔監視し、餌に誘われてニホンジカがネットの下に数頭入ったところで、スマートフォンにより遠隔操作し捕獲する仕組みとなっており、ことしは遠野市で実証をします。

7 ページをお開き願います。次に、被害防止対策の強化についてですが、新技術の確立として、安価で積雪に強い寒冷地に適した恒久電気柵の技術を確立しました。この技術を農業者、JA 等農業関係者に指導し、累計で 480 キロメートルの電気柵が設置されております。

8 ページをお開き願います。これが技術確立した恒久電気柵です。上の図が設置状況です。鉄管の支柱に従来のナイロン線のかわりに鉄線を固定したものです。ある程度の降雪に耐えられますが、積雪が多い場合は下の図のように支柱から鉄線を外して地面に置いた状態で越冬します。

9 ページをお開き願います。最後に、地域ぐるみの被害防止活動の実践についてです。地域のリーダーを対象とした研修会とか、地域住民を対象とした研修会も開催しています。県内外の優良事例を学ぶ研修会も開催し、地域ぐるみの被害防止活動の波及を図っています。

10 ページをお開き願います。盛岡市猪去地区における地域ぐるみでの被害防止活動の事例を説明します。猪去地区では、平成 18 年度から有害捕獲のみに頼らないツキノワグマ被害防止活動を盛岡市、岩手大学、盛岡猟友会と連携して展開しております。その結果、箱わなによる捕獲頭数は平成 18 年度の 18 頭から平成 28 年度には 1 頭に激減させています。

これらの捕獲対策、被害防止対策、地域ぐるみの被害防止活動の三つの対策を支援する岩手県鳥獣被害防止総合支援事業費と主な活動内容について下表にまとめておりますので、お目通し願います。説明は以上です。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し質疑、意見等ありませんか。

○嵯峨老朗委員 この捕獲した鹿、1 万頭はこれ基本的に穴に埋めているという話でしたが、1 万頭というのはすごい数だなと思いましたが、埋めるところはあるのですか。

○中村担い手対策課長 鹿の処理につきましては、埋設または焼却で処理をしております。山の中で狩猟した場所で埋めております。

○嵯峨耆朗委員 それは私も聞いていました。1万頭というのはすごい数ですよ。そうやって山に埋めるのはいいけれども、どこに行っても鹿のお墓ばかりになるので、大丈夫なのかなと思って聞いていたのですけれども、どうなのでしょう。

○中村担い手対策課長 6割ほど焼却しながら、あとは各地域で埋めておりますので、環境に配慮したように対応しております。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。その昔は、五葉山のほうではよく鹿の、ジビエではないけれども、加工品とか売ったりしていましたよね。今は、多分やっておらず、放射能の関係だと思っていましたが、その見通しはどのようなのですか。

○中村担い手対策課長 県内では旧三陸町がニホンジカを日量5頭程度処理できる施設を持ちまして、昭和63年度から平成22年度まで稼働させておりました。ただ、その後採算上の課題に加えまして放射性物質による出荷制限等もありまして、現在は廃止されております。

○嵯峨耆朗委員 見通しはどうですか。

○中村担い手対策課長 現在県内につきましては、放射性物質による出荷制限がかかっておりまして、出荷するためには全県の出荷制限解除または出荷制限の一部解除を行う必要があります。現時点で旧三陸町では取り組みは難しいと聞いております。

○菅野ひろのり委員 先ほどのジビエについて関連して質問したいと思いますが、非常に多い頭数が処分されていると。放射線物質の課題があるということですが、基本的には実施主体が市町村単位だと思いますが、これだけ頭数がいて、確保の対策ができるということで、例えばある一定期間の間に市町村と協力をして捕獲を計画、県が主体となって計画をして、放射性物質による出荷制限等の解除に向けた取り組みを行うという必要性があるとお考えか、もしくはそういった考え方ができないのかお伺いしたいと思います。

○中南農業振興課総括課長 現在鹿については出荷制限がかかっている状況でありまして、解除については先ほど話がありましたように県全域を解除するか、それから一部解除と二つの方法があります。全域を解除するためには、県内全市町村について、1市町村3点以上の検査を行って全て基準値以内、これも短期間の中でやるということになりますので、実際かなり対応が難しいというか、ほぼ不可能な状況だと思っています。

ただし、一部解除という方法については、食品衛生法に基づく食肉加工施設が準備され、それから県がその出荷検査方針を定めて国から承認を得る。その上で全頭の検査を行って、基準値を超えない野生鳥獣肉の流通体制が構築されれば解除が可能ということになっております。対応は可能ですが、今のところ現場のほうから具体的な相談がない中で、現在まだ放射性物質が検出されている状況の中では現場の声も聞きながら、また要望があればそれについてはきちんと対応していきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 国も、ジビエに対する取り組みというのを強化していて、何県か県主体でジビエの取り組みを特に西日本中心に行っていくと。しかし、先ほどおっしゃったように基本的に需要がないという点、放射性物質問題、そして処理施設、この三つが課題

だと思えますけれども、実際にマーケット自体はあることと、本県では鹿が非常に繁殖しているという状況を鑑みたときに、処理業者を含めて地元が有効活用の方法を知らないだけであって、需要がないのではないと、単純に気づいていないだけではないかと思っています。せっかくこういう資源がありますから、ぜひそのような取り組みを逆に検討するようなポジティブな考え方をしていただきたいと思っています。確かにおっしゃるようにハードルが高いことはそのとおりだと思いますが、これだけ被害があつて、本県にどんどん拡大していくという中で、さらには国も進めているというところ、あえて東北、岩手で取り組む価値は私はあると思うのですけれども、その点の考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

○**中南農業振興課総括課長** 需要と申しますか、国もジビエを振興しているということで、実際、ジビエを食べてみたいという関心がある人たちは全国的には多い状況とっております。あとは、野生獣がいる地域でどう対応していくかという部分について、県内でもジビエということではなくて、野生獣を食べる習慣というのはないわけでもなかったのかなと。

それから、国の動き等については、我々も各市町村にこういう動きもあつて、具体的な解除のことについての相談ということにはまだなっていないのですが、情報については提供しておりますし、あと今後鳥獣対策の会議等も随時開催しておりますので、そういう中でも意見交換等を進めていきたいと思っております。

○**高橋元委員** 4ページの対応状況についてであります。国が基本指針を作成して、それに基づいて各市町村が被害防止計画を作成するというところで、それも今年度中には全市町村が作成となるということなのですが、内容を見ると対象鳥獣対策方針等と記載されているのですけれども、この市町村単位の、地域ごとの整合性はどうか。片方で例えば鹿中心にやっていた、片方はイノシシ中心だ、そうすると一生懸命やっているところはなくなるのだけれども、隣にどんどん行って、また逆に来たりすることから、連携が必要ではないかという思いがしたので、この辺は広域振興局なのか県なのか、どう調整を図っているのかが1点。

それから、鳥獣被害対策実施隊というのを各市町村で設けているということなのですが、これについては実施隊のつくられている状況と、非常勤の公務員として任用することができるということがありますけれども、この取り組みをどうされているのか、県としてどういう考えがあるのかお尋ねしたい。

○**中村担い手対策課長** 市町村の基本計画につきましては、現在全市町村で作成しております。それにつきましては農業振興課が窓口になりながら、県の鹿とかイノシシ等の管理計画との整合性が整うよう自然保護課や各市町村と協議しながら、整合性があるものにして進めております。

あと、鳥獣被害対策実施隊につきましては先ほど説明しましたが、2市町につきましてはことし設置することで進めておりまして、それ以外の市町村につきましては設置されて

おりまして、非常勤の公務員としまして公務災害の対象にもなり、その活動費につきましても支援しながら進めているところであります。

○高橋元委員 その実施隊につきましては、大体予定されているような人数が集まっているのかどうか確認したい。

○中村担い手対策課長 各地域の猟友会のメンバーの中から指名しておりまして、現時点では十分人数の対応はできていると考えております。

○吉田敬子委員 盛岡市都南地域でサクランボ農家から被害を相談された際に、広域振興局に伺いましたら、そのときはツバメによる被害ということだったのですけれども、それ以外にもハクビシンとかが特に多い中で、広域振興局から盛岡市に確認をとっていただいたら、年に1回、猟友会も含めた会合が年度初めにあり、その中に農業者の方が入っていないのではないかとということだったのです。というのは、生産者が入っているのかという相談でもあったので、広域振興局に確認していただいたら、鳥獣被害対策は環境生活部の所管なので、そこと農政サイドが盛岡市ではちゃんと連携がとれていなかったようでということで、次からは生産者の方にも入ってもらうようにということで広域振興局から盛岡市に指導をしていただきました。各市町村できちんと農業者の方が入っていただけるのか。生産者の側からすると、毎年、毎年そのときで動物がすごくかわっているようで、それをやはり伝えていただきたいけれども、猟友会がそれを知らないという相談だったのですが、その辺について県として把握されているか、各市町村では生産者の方が実施隊に入られているのか、まずは伺いたいと思います。

○中村担い手対策課長 県では、地域の連携会議等も開きながら、猟友会の方あるいは農業者の方々も一緒になりながら、情報交換ができるような取り組みを進めておりまして、もしそういう一部猟友会等との連携が悪い部分があったとすれば、そこの見直しを図っていきたいと考えております。

また、実施隊の中には農業者の方も入っていきまして、狩猟許可をとっている方の中の約3割が農業者です。農業者と猟友会とも連携しながら進めておりますので、今後ともその部分については強化していきたいと考えております。

○田村勝則委員 10ページの、鳥獣被害防止総合支援事業費と主な活動内容のところについてお聞きしますが、事業費は今年度はふえているわけですが、例えば電気柵設置補助実施市町村数が14というようなことが出ていますけれども、要望や事業費はどのような状況になっているのか。しっかりと対応し切れているのかということをお聞きしたいと思います。

○中村担い手対策課長 事業の要望につきましては、残念ながら7割の補填率となっております。国に対してはできる限り予算確保できるように要望をしております。ただ、この電気柵の設置等の事業につきましては、特別地方交付税措置で8割の補填がされておりますので、それらもうまく使いながら、予算要望等をやっていきたいと考えております。

○中南農業振興課総括課長 若干補足をさせていただきたいと思います。これまでは電気

柵についてはほぼ要望どおり対応できてきたという実態があります。あとは、一部捕獲の部分で不足していることもあったということでもあります。ただ、農業のほうだけではなくて、環境生活部で予算措置している捕獲の予算もありますので、それらを合わせると不足なくできているものと考えております。

それから、柵については今年度の要望について、若干不足している部分がありましたが、この事業以外で中山間地域での対策として、特別その柵についても対応できる事業がありましたので、まとまって要望されているところについてはそれで対応することで今準備をしているところであります。

○高田一郎委員 鹿については出荷制限の解除の見通しがなかなか立たないということで、焼却処理、それから土の中に埋設処理しているという話ですが、倫理上は余りよろしくないのではないかと思います。これは、他県の対応というのとはどのような状況になっているのか、教えていただきたい。ペットなどの餌などにも活用しているところもあると聞いておりますので、その現状、他県の対応がどうなっているのかというのを一つお聞きしたいと思います。

それから、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、ニホンジカの大量捕獲技術の実証について、実証した結果の成果の状況もしわかれば教えていただきたい。

○中南農業振興課総括課長 他県での処理の状況についてであります。基本的にはほかの県も焼却処理と、それから現地での埋設をどちらも併用しているという状況と聞いております。

それから、ペットの餌の原料に取り組んでいるところについても、特に西日本で取り組んでいるところがあると聞いております。ただ、ペットによっては別だとか細かな処理というものも必要とされていて、やろうとしたけれども、取り組めていないところもあると聞いております。

○中村担い手対策課長 大量捕獲技術の実証につきましては、昨年宮古市小国で実証しまして、2頭まとめてとることができたのですが、ことし遠野市でさらに大量に捕獲できるような場所がありますので、今から設置して、これから実証するところです。施設につきましては高価なものですので、なかなかそう設置できるものではないわけではあります。あわせて検討していきたいと考えております。

○菊池農業普及技術課総括課長 大量捕獲技術の若干説明させていただきますけれども、これは上から網が落ちてくる形でつかまえるということで、銃殺によらず、まちの中でも、まちに近いところでもとれ、それから、最大十数頭まで一気にとれるという実績があります。鹿の密度の高い遠野市で行おうということでことしやっているわけなのですけれども、実際の設置に係る人数は、3名から4名ぐらいで、地元の実施隊の方に設置していただいております。

なお、これにかかる経費については、国の100%補助事業で可能ということですので、なるべく効果的な捕獲方法を実証した後に、各自自治体にも導入を働きかけていきたいと思

っています。

○高田一郎委員 わかりました。それともう一つ、3ページにある野生鳥獣による被害地域の推移というところですが、それぞれ被害地域が拡大をしているけれども、全体の被害額は減っているという話です。イノシシについては、私が住んでいる一関市でも被害があって、これも被害が拡大しているということなのですからけれども、きょう朝のニュースで見たのですけれども、イノシシというのは繁殖力が物すごく高くて、子供を捕獲しても、親を捕獲しないとますます繁殖力が高まってどんどんふえていくという報道をしていました。それで、イノシシが北上しているという社会的要因とか、環境的な要因とか、さまざまあると思うのですが、これはどのように分析しているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 イノシシにつきましては、かつては岩手県、それから青森県までいました。その後狩猟とかがありまして、だんだん南に下がってきまして、実際岩手県内の地名にもイノシシとつく地名があるように、かつてはいっぱいいたということでもあります。北上してきた原因については二つありまして、一つは南での捕獲圧、要するにつかまえる数が少なくなってきたので、上がりぎみになってきたということと、それから近年の積雪が非常に少ないということで、イノシシは足が短いので、積雪でもっと上がってこれないはずだったのですけれども、それが上がってきているというような原因が考えられるところです。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって鳥獣被害対策について調査を終了いたします。

次に、ナラ枯れ被害の現状と対策について調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○及川整備課長 本県でも拡大しているナラ枯れ被害の現状と対策について、資料に基づき説明させていただきます。説明内容は、まず被害の原因や仕組みについて、次に被害の現状と影響について、最後に被害対策について、順次説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。まず、ナラ枯れ被害、被害の原因ですけれども、カシノナガキクイムシ、通称カシナガと呼んでおります。カシナガが媒介するナラ菌により樹木の通水障害を引き起こされ、水分不足により枯死するものです。

カシノナガキクイムシは、長さ5ミリメートルの黒褐色の在来の甲虫で、日本では本州以南に、外国では東南アジアに広く分布しています。この虫の雌の前胸部にはナラ菌を蓄える器官があり、樹木にせん孔するときにナラ菌が蔓延し、通水障害を引き起こします。

被害の形態ですが、8月から10月にかけてミズナラ、ユナラなどのブナ科の広葉樹の葉が急激にしおれ、赤くなって枯死します。幹には2ミリメートル程度の多数のせん入孔が



確認でき、被害木の根元にはせん入する際に発生する大量の木くずが確認できます。

2 ページをお開きください。被害の特徴ですが、ブナ科の中でもミズナラ、カシワ、コナラ、クリの順に枯死しやすく、小径木よりも大径木が、幹の上部よりも下部が、また標高 500 メートル以下にあるナラ類が被害に遭いやすいといった特徴があります。

次に、被害の仕組みについて説明します。右側の図をごらんください。まず、被害木から飛び出した雄のカシナガが健全なナラに飛来します。飛来した雄は、集合フェロモンを放出し、仲間を集めて集団でせん入し、幹の内部にナラ菌が持ち込まれます。加害された樹木ではナラ菌が繁殖し、8月から9月にかけて葉がしおれ始め、一、二週間で急激に枯死します。カシナガは、枯損した樹木の内部に産卵し、ふ化した幼虫は翌春に蛹化、羽化し、6月から7月に被害木から飛び出します。この繰り返しにより被害が拡大していきます。

3 ページをお開きください。次に、ナラ枯れ被害の現状について説明します。まず、全国の状況です。全国の被害量は、平成 22 年度の約 32 万 5,000 立方メートルをピークに減少していましたが、平成 27 年度に再び増加し、全国 29 府県で約 8 万 3,000 立方メートルとなっています。

次に、隣県の状況です。秋田県では平成 18 年に初めて被害が確認され、平成 28 年度は 15 市町村で約 1 万 5,900 立方メートル、宮城県では平成 21 年に初めて被害が確認され、平成 28 年度は 13 市町で約 900 立方メートル、青森県では平成 22 年に初めて被害が確認され、平成 28 年度は 1 町で約 100 立方メートルとなっています。

右の図の赤い部分は、平成 28 年度の新規発生市町村です。全国的には被害のピークを過ぎているものの、隣県では被害が拡大する傾向にあります。

4 ページをお開きください。本県の現状について説明します。右側の地図は、年度別の被害発生市町村で、赤が当該年度の新規発生分を、ピンクが継続発生をあらわしています。本県では平成 22 年、奥州市の国有林で初めてナラ枯れ被害が確認されています。民有林での初めての被害は平成 23 年、一関市で、平成 25 年には一関市の国有林と大船渡市の民有林で、平成 26 年には釜石市の民有林で、平成 28 年に入り宮古市、山田町の民有林と国有林、また大槌町の民有林、さらに西和賀町、平泉町、陸前高田市の民有林で被害が確認され、本県のナラ枯れ被害は 9 市町で民有林、国有林合わせて 5,349 立方メートルとなっています。

次に、被害の影響ですが、1 点目としてカシナガのせん入孔による広葉樹材としての利用価値の低下、2 点目、枯損木の倒伏による電線、鉄道、道路等ライフラインの寸断のおそれ、3 点目、景勝地等で枯損木が林立した場合の景観の悪化などが挙げられます。

5 ページをお開きください。次に、ナラ枯れ被害対策についてであります。主な防除方法について説明します。まず、伐倒薫蒸ですが、被害木を伐倒、集積し、ビニールで被覆し、農薬で薫蒸します。殺虫率は高いのですが、急傾斜地では実施できません。

次に、立木薫蒸です。立木のまま幹の下部にドリルでたくさんの穴をあけ、農薬を注入

し殺虫する方法です。作業は比較的容易ですが、駆除率が9割程度で、処理木が将来倒木してくる危険があります。

予防措置としては樹幹注入があります。幹に穴をあけ、殺菌剤を注入し、被害を未然に防止しますが、薬剤価格が高く、薬効は1年から2年と短く、長くはありません。

最後に、誘引捕殺です。ナラのおとり丸太を積み上げ、合成フェロモンによりカシナガを誘引し、せん入させた後にチップ化し、殺虫します。面的防除が期待される一方で、未被害地域にカシナガをおびき寄せないよう注意が必要です。

6ページをお開きください。本県のナラ枯れ被害対策について説明します。県では今年度の被害対策実施方針の中で、被害対策の目標を未被害地域への被害拡大を阻止すること、伐採更新を促し、被害を受けにくい森林を造成することの2点としております。

具体的な対策について説明します。1点目は、監視体制の強化です。各現地機関に巡視員を配置し、通年で巡視活動を行うほか、毎年9月には県内一斉調査として地上及び空中探査を実施しています。新たな被害発生地域の周辺は重点的に調査し、早期発見に努めます。

2点目は、被害状況に応じた適切な防除、駆除の徹底です。被害の先端地域や新規発生地域では全量駆除による被害の終息を、被害が継続している地域では防除ラインを設定し、薬剤散布や誘引捕殺など総合的な防除対策を進め、被害の封じ込めを図ります。

3点目は、被害を受けやすい大径木の利用の促進です。本県には広葉樹を原料とする製紙工場や広葉樹の原木市場もあることから、森林整備事業などにより作業道の開設、広葉樹の伐採更新を促進し、被害に強い森林を造成します。

一方、被害地域のナラ類の利用は被害を拡大させるおそれもあることから、伐採時期や移動制限など留意事項を定めたガイドラインを作成し、素材生産業者等へ周知徹底を図っていきます。

4点目は、関係機関との連携による効果的な防除対策の実施です。カシナガの主な生息域は国有林と民有林の境界付近にあることから、今後の防除方針を共有するなど、国有林と連携し、効果的な防除対策を実施します。

また、国有林では今後広葉樹を計画的に伐採していくこととしており、民有林、国有林が連携して積極的に広葉樹の活用を進め、更新を図り、ナラ枯れに強い森林づくりを進めていきます。

ナラ枯れ被害の現状と対策について説明は以上です。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し質疑、意見等はありませんか。

○菅野ひろのり委員 4ページを見ていただきたいのですが、ナラ枯れ被害発生市町村の推移ということで、奥州市が最初に発生しているということですが、その後平成25年から奥州市のところに発生しているというのが見られないわけですけれども、これはどういう理由で、駆除できたと考えるのか、現状がどういうことなのか、教えていただきたいと思えます。

○**及川整備課長** 本県で初めて被害が確認されたのは奥州市胆沢区ですが、国有林内の被害でした。そのときに発見をしたのは我々民有林側のスタッフでした。それで、一緒になってその周辺の被害調査を実施いたしました。被害木の周辺にその後数年間被害木が若干確認されておりますけれども、その都度駆除を行いまして、徹底した駆除の成果があり、3年後にはそのエリアからは被害が出なくなったということであります。

○**菅野ひろのり委員** 早期発見ということが、6ページの対策にも書かれており、それを徹底するということが重要なのだと思いますけれども、岩手県内の巡視員の配置状況というのは具体的に市町村単位なのか、どの程度のものなのか。また、市町村でこういった配置がされていないところもあるのか、お伺いしたいと思います。

○**及川整備課長** 巡視員の配置ですが、これは県の出先機関単位で配置をしております。松くい虫の被害対策のための推進員が県内に11名おります。そのほかに、松くい虫に関しては監視隊の監視員が21名おります。このカシナガやナラ枯れの監視も含めまして巡視活動を通年通じてやっている状況であります。

○**菅野ひろのり委員** 被害地域を見ますと、沿岸中心に、あとは秋田県との県境を中心に上がっていくのかと見ておるわけですがけれども、こういった県南広域振興局単位に監視員を配置されているということだと思いますけれども、森林組合と話をしますと、松くい虫に対しての意識というのは非常に高いものを感じるのですが、ナラ枯れに対する被害対策、監視というところがまだまだ足りないだろうと感じています。ぜひその点を周知徹底いただきたいのですが、そういった森林組合、業界との連絡体制や取り組みというのは県としてはどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○**及川整備課長** 確かに松くい虫に比べると、被害の発生も後発になりますし、なかなか認識いただけていないというのが実情かと思えます。それで、先ほどの説明の中でガイドラインというお話をさせていただきましたけれども、このナラ枯れを防ぐためにはまず利用を進めることが大事であるということで、その利用を進める上で必要な留意事項というものをガイドラインに決めました。先ほど素材生産者等への周知を図るということをお話ししたのですが、ダイレクトメールで素材生産者の方にこのガイドラインを送っております。そして全て関係する業界のほうにも周知をしておりますし、市町村が集まる担当者会議等へもこのガイドラインを活用してもらえるように働きかけをしているところであります。このガイドラインの中にナラ枯れ被害の状況とか特徴、そして守るべきポイントをコンパクトにまとめておりますので、このガイドラインを使って周知徹底を図っていきたくて考えております。

○**嵯峨亮朗委員** ナラ枯れが起こればどういった影響があるのですか。(4)のところには被害の影響と書いていますけれども、利用価値の低下、ライフラインの寸断、枯損木の林立による景観の悪化とありますけれども、これぐらいなのですか。炭の材料というのはナラではなかったですか。そういったのに対する影響はないのですか。

○**及川整備課長** ナラ枯れ被害に遭いやすい木というのは、非常に老齢木、大径木であ

ります。炭等で使われる原木というものは比較的細い、若い木が主で、被害で枯れる太いナラ類はそのまま原木に使われる可能性があり、それで売れているのかというと、どうもそうではないということのようです。

それから、被害が広がって木が枯れて、例えばそれが原因で林地崩壊を起こすのではないのかという見方もあったのですけれども、ほかの県の事例で、そもそも広葉樹の林というものはナラ類だけの樹林ではなくて、いろいろな樹木が生育している。ですから、被害を受けてもその林地に与える影響というものはそれほど大きくはないのだと。結果として今ここに掲げている3点なのですけれども、こういった影響はあるけれども、正直言うと激害になってそれが大変な被害をもたらすというような報告は、全国的にも受けていないという状況であります。

○**嵯峨老朗委員** すごいことなのでしょうけれども、すごいことのような話の割にはすごくないような感じがするので、聞いていて、どうなのかなと思って。だって、でっかいナラの木というのは何に使うのかわからないですけれども、何に使うのですか。

○**及川整備課長** 非常に太いナラ材というのは、せん孔される前であれば当然のことながら用材として使われるようなものだと思います。チップというものは比較的それよりも細い、いろいろな樹種がまざっても構わないわけですけれども、本当に太いナラということであれば、いわゆる板材として内装材とか、あるいは家具材として使われるようなものだと思います。まさにそういう価値の高い木が被害に遭うということは、その価値を下げてしまうことですので、防除対策とあわせて利用促進をして、そして有用な広葉樹は十分に活用してもらいます。

○**高橋元委員** 古くからナラは保水力が高く、本県のさまざまな山の保水力と言っており、平地での農業用水の確保とか、さまざまな効果があるような気がしていたのですが、ただ材木としての利用ではなくて、やはり自然体系を守っていく、それから災害を防いでいく、そういう面で私はナラの重要性というものはあるような気がするのですけれども、そういう意味ではこのナラ枯れというのはやはり被害が拡大するのを防いでいかなければならないと思っております。

それから、大径木がかなりの被害だとのことですが、これを伐採していくにも相当な労力が必要で、一度にたくさんできないということもあると思いますので、監視体制が大変重要ではないかと思いますが、どうなっていますでしょうか。

○**及川整備課長** 県内に配置している巡視員がまずは通年で巡視し、それから調査を行っております。ただし、このナラ枯れの被害は8月から9月といった期間にある程度限定された中で赤く枯れてきて、その時点で発見することが一番多いわけですけれども、まずその時期、県としましては9月を一斉調査の期間として地上調査、そして空中からの探査を行います。そのほかに、前年度発生した、あるいは当年度発生したエリアについては、その周辺を巡視員、森林組合、連携して活動する市町村が一緒になって周辺の調査も徹底しております。被害が発生した場合にはその周辺もきっちりと調査をし、そして翌年の春、

羽化脱出してくる6月、7月までに被害木を徹底的に駆除するという方針で臨んでおります。

○高橋元委員 わかりました。松枯れもそうですし、このナラ枯れも非常に本県の森林、林業にとっては大きな痛手となってきているわけですが、それぞれ被害木を迅速に処理していかなければならない。そのために、例えば民間では伐採する費用がなくて、そのままにして枯れて、途中から折れていることもあるのですけれども、その辺をしっかりと早目に指導がしっかりされているのかどうか。県なり、市町村なり、取り組みをいろいろやっていると思いますけれども、指導体制はどうなっていますか。

○及川整備課長 県内で、松くい虫被害が非常に多く発生しておりますけれども、現時点で全ての被害木を駆除できている状況ではありません。やはり被害が蔓延しているところでは、人的に駆除を重ねることで本当に被害が撲滅できるのかというところではありませんので、松くい虫の場合には対策対象松林という、対策を施す松林とそれ以外の松林ということで対応しております。その対策対象松林に関しては、まさに早期発見、早期駆除ということで実施しておりますけれども、それ以外のところにつきましてはむしろ駆除というよりは、先ほどのナラ枯れにも通じるところがあるのですけれども、アカマツそのものを利用して、樹種転換を図って被害に遭いにくい森林をつくる取り組みを各市町村単位で計画をつくりまして、市町村の計画に基づいてそれぞれ森林組合に委託し、被害を軽減する取り組みをしているところであります。

○高田一郎委員 被害の現状ですけれども、最初は平成22年に奥州市で発見されて、それから一関市、大船渡市、釜石市、そして昨年はかなり沿岸地域に被害が拡大したということなのですけれども、奥州市については平成22年に発生して以来はここずっと被害がなくて沈静化しているのですけれども、私の住む一関市は毎年のように被害木が発生しますが、これはどのようにしてそういう状況になっているのか、何かあれば教えていただきたいというのが一つです。

それと、先ほど森林が持つ保水能力のお話もありました。やはり公共性も高いことから、予防措置というのが必要だと思うのですけれども、あるいは沿岸地域にかなり被害が発生しているので、国立公園の中に被害木があるというのは景観上やはり大きな課題があると思います。そういう公共性の高いところについて発生を抑制する予防措置の対策をしっかりとっていかなければならないのではないかと思うのですけれども、県としての対応方針についてお聞きしたいと思います。

○及川整備課長 一関市の被害につきましては、国有林と民有林の被害があるわけですが、正直申しまして国有林の被害がふえ過ぎたということがあります。ふえ過ぎたというのは、駆除する時期を若干逸してしまって、それで被害が広がったのではないのかと見ているところです。徹底的に駆除するという方針は変わりありませんし、民有林も一緒になって取り組みを進めているわけですが、その駆除のタイミング、そしてその被害の広がり方に対して駆除が間に合っていなかったというのが一関市のことで、沿岸

に関しては、当初どのような経緯で発生したのか、原因は特定できませんけれども、そこで発生した被害というものは半島の先端部、非常に人が入りにくいところで、駆除しにくいところ。先ほど説明の中で伐倒薫蒸は傾斜地でできないというお話をさせていただきましたけれども、人も近寄れないようなところでの被害で、これは残らざるを得なかったというのが現状だと思います。それで、そのカシノナガキクイムシがなかなか駆除し切れない状態で徐々に沿岸の先端に広まっていき、そしてなかなか駆除できない部分に被害が広まり、そして一気に平成 28 年度に北上したと考えております。

それから、公共性の高いところへの防除対策についてであります。まさに委員御指摘のとおり、今はまずは被害が発生したところを駆除する、そして被害が広がらないようにする、そういう取り組みをしておりますけれども、これから被害が少しずつ広がってくるとすれば、まさに守るべきナラ林などに対して集中的に駆除、防除対策を行っていく。そして、それ以外のところは利用を進めて、そして被害に遭わないような森林をつくる。そういった方針がやはり求められてくると思います。現時点ではまだその段階には至っておりませんが、そのような考えを持っております。

○高田一郎委員 保安林や三陸地域の景観を守っていくという上では、公共性の高いところはある程度特定をして、そして被害が出ない事前の予防対策というのをやっていくべきだと思いますし、現時点ではそういう対応方針がないということでもありますので、積極的な対応方針をお願いしたいと思います。

被害が発生する木というのは大径木だということで、これはやはり里山を守り、山を若返りさせる対策が必要だと思うのですが、かつては生活様式がまきストーブや炭、あるいはシイタケの原木に活用するとか、活用されていた時期があるのですが、今はそういう状況にないわけです。だから、今後特に県南地方ではシイタケ生産についても活用できない状況でありますので、心配な点もあるのですが、生活様式が昔と違って異なる中で、どう里山を再生していくのか、山を若返りさせるのかということが非常に大事だと思うのですが、この点では県としては何か考えていることがあれば伺いたいと思います。

○阿部林務担当技監 委員御指摘のとおり、昔の生活様式の中では、まき、あるいは木炭、シイタケ等の原木ということで、里山の広葉樹の林が利用されてきた。利用されて若返りが図られたので、結果的にはそういう病害虫にも強い林ができたということがあります。現在生活様式が変わり、石油等にかわったということもありますが、岩手には北上市にハイテクペーパーという広葉樹専門の製紙会社があります。また、岩手の広葉樹については、先ほどお話がありましたけれども、内装材やフローリングで利用されております。リオデジャネイロのオリンピックの際には、卓球台の足は岩手県産の広葉樹だったということもあります。そういったことにやはり県としても着目をして、広葉樹の利用拡大を進めていかなければならないと考えております。そういったことを森林所有者や業界の方々と情報共有を図って、広葉樹の一層の利用拡大を進めてまいりたいと考えております。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもってナラ枯れ被害の現状と対策について調査を終了いたします。

この際、執行部から7月22日から23日の大雨による農林水産関係被害について発言を求められておりますので、これを許します。

○照井企画課長 それでは、7月22日から23日の大雨による農林水産関係被害について御説明申し上げます。

お手元に配付しております説明資料、7月22日から23日の大雨による農林水産関係被害についてをごらん願います。7月31日現在の被害状況につきましては、県内16市町村において水稻の冠水、水路の崩落、林道の路盤流出などが発生しております。

表の1、農林水産関係被害状況をごらん願います。農業関係の主な被害につきましては、農作物では一関市などを中心に水稻の冠水が276ヘクタールとなっております。また、農地・農業用施設では、畦畔の決壊37カ所、あるいは水路の崩落等49カ所となっております。

また、林業関係の主な被害につきましては、盛岡市や西和賀町を中心に林道の路盤流出等が21路線31カ所となっております。

被害額につきましては現在調査中ではありますが、現時点において農地・農業用施設で7,490万円、林道で2,002万円、合計9,492万円となっております。

また、表2でございますが、庁舎・公共施設等の被害状況についてでございますが、畜産研究所外山畜産研究室で牧道の砂利流出が発生しております。

引き続き、被害状況の把握に努めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○菅野ひろのり委員 私から2点あります。農林水産関係被害について伺います。この被害の対応というのは、基本的に個人の農家は共済に加入している人は共済で対応するということだと思うのですが、県から緊急的な対応が必要な段階にあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

あともう一点ですが、この水稻の冠水は、一関市が中心ということですが、金色の風の作付に影響があったのかどうか、伺いたいと思います。

次に別件ですが、共進会について伺います。具体的に県として今回の宮城県での共進会では、どういった対応やバックアップを行う予定なのか、県関係者の方々がどの程度宮城大会に伺うのかをお聞きしたいと思います。市町村単位で話を聞きますと、やはり基本的にはそれぞれの牛の搬入とかの対応というのは、市町村単位、農協が行うということですが、県ももっと具体的にかかわってバックアップしてほしいという意見がありましたけれども、どういった対応をされていくのかというのを確認しておきたいと思います。

○照井企画課長 被害の対応についての御質問でございますが、ビニールハウス等につつま

しては、共済に入っている場合はその共済等での対応になると思います。

それから、農作物につきましては、ちょうど米等は穂ばらみ期というステージで、ちょうど穂ができる段階だったのですが、冠水時間が12時間程度とそんなに長くなかったこともありまして、今後被害状況がどのようになるかというところを現在調査中です。ただ、冠水後直後の技術対策として、病虫害防除の徹底やら排水対策の実施等を県でも技術情報として農業者に提供しておりますし、現場段階におきましては農業普及員等が中心になりまして指導に当たっているところであります。

それから、農地、農業施設とか林業関係ですが、全体的に被害の規模は一つ一つそんなに大きくない状況ですので、被害状況を見ながら復旧状況の対応を今後検討していきたいと考えているところであります。

○**及川参事兼団体指導課総括課長** 共済につきまして若干補足させていただきます。今説明したとおりですけれども、水稻につきましては、冠水をもってして共済金が支払われるということはないだろうと思いますが、ビニールハウスにつきましては、共済に加入しているということを確認いたしましたので、順調にいけば8月中には共済金が支払われるものと聞いております。

○**小原県産米戦略監** 一関市につきましては、現在金色の風が、約25ヘクタール弱、そして隣の平泉町では約3ヘクタール程度の作付がありまして、うち一関市では約3ヘクタールが冠水、浸水の被害を確認しております。また、平泉町では1ヘクタールとなっております。

先ほど照井企画課長からも答弁がありましたが、生育ステージ、穂ばらみ期の時期でしたので、若干被害については懸念されるころはありますが、先般農業改良普及センターからの情報によりますと、出穂も始まったということですので、一応順調に生育していると思います。もし被害があるとすれば、糊熟期、ようするに受精が終わった以降にわかるものと思われまふ。最小限の被害におさまるものということを期待している状況です。

○**藤代畜産課総括課長** 先日県の共進会で出品牛27頭が決定したところでは、残り約40日弱ということになりますので、共進会の当日までは生産者の方に最終的な仕上げの管理、例えば歩き方の再度確認ですとか、あるいは少し太りぎみの牛については体調管理をして、ちょうどいいようなボディ状態に持っていく、あるいは肥育については仕上げをしていくということについて、引き続き県でも巡回しながら、あるいは生産者の方に集まっただいて勉強会をしながら取り組んでいくということにしております。

また、宮城大会の当日あるいはその前後で牛の搬入等がありますけれども、種山畜産研究室も出品者になっており、県の職員も随行しますし、また県全体の出品に対して現地で運営本部との連絡員という役割もありますので、職員3名程度が宮城県に詰めまして、生産者の飼養管理と一緒にやりまして対応させていただくことになっております。

さらに、6月の一般質問でも知事が答弁させていただきましたけれども、開会式の翌日



になりますが、生産者激励会が予定されております。この場には知事初め県の幹部職員も出席いたしまして、一緒になって盛り上げていきたいと考えているところであります。

○菅野ひろのり委員 本当に多くの地域の方が期待をしており、今回部長も1位を目指すと言われていて、やはり宮崎県と常に比較される実情があると思っています。特に当日においては、県もこれだけバックアップして、多くの方が来ているのだということは生産者の方々のモチベーションが上がると思いますし、県の力強さというのを発揮できると思っています。生産者の方にこれだけ県がしっかりと取り組んでいるのだという力強いメッセージが伝わるようなバックアップ体制であることをお願い申し上げて、終わりたいと思います。

○田村勝則委員 農作物等の被害なのですが、ここに紫波町がないのですけれども、私が水害状況を見ておきますと、北上川の堤防の中に農業用施設とか農地とかあるのですが、野菜とかをつくっているところもたくさんあるのですけれども、そこは対象外ということなのでしょう。ここにはなかったもので、どういう対応になっているのでしょうか。かなり被害に遭った方はがっかりしている方がいらっしゃると思いますので、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○照井企画課長 紫波町の被害についてであります。農地、農業用施設のところに紫波町の被害が掲載されております。また、被害状況につきましては、随時市町村のほうから被害状況が出ている状況でありまして、大体全体で現在7割から8割程度の被害の報告の状況と見ておりましたので、これからまだ上がってくる可能性もあります。

○田村勝則委員 私がお聞きしたのは、施設ではなくて、例えば2番目の農作物等は里芋、長芋、大豆とか水稻であって、下のほうは施設ですよ。だから、実際つくっている野菜等が冠水しているわけです。まだ紫波町の場合は報告が上がってきていないということですか。報告が上がってくれば、それがこの中に被害として掲載されるものかどうかということを確認したくてお聞きしたのです。

○照井企画課長 農作物につきましては、まだ報告が全部上がってきていない状況でありますので、被害の報告がありましたら、こちらのほうに掲載されるものと考えております。

○吉田敬子委員 先ほどの菅野委員の宮城全共に関連して伺いたいのですけれども、来月に向けて頑張ってくださいと思っています。牛飼い女子会の活動なのですけれども、今年度で多分一応終わりだと思うのですけれども、今現在でチームとしてはゼロから15チームにふえていて、私としては宮城全共に出品候補牛を飼育されていた中に、どなたか一人でも出られたらうれしかったなという思いがあるのですけれども、県としてどのように捉えられているのかお伺いしたいと思います。

○藤代畜産課総括課長 牛飼い女子会の活動ですけれども、委員御指摘のとおり、3年前にゼロから始めて、現段階でネットワークの会員数で330名程度、グループ数で15グループという形で、非常に県内で活動が広がってきていると思っています。また、その活動を見て、やってみたいという女性の方も出てきているというのは聞いておまして、具体的

にグループ登録されていなくても、その女子会に参加されて、女子会の活動が本当に広がっていると実感しております。

宮城全共についてですが、直接ハンドラーという形で出られる方はいないのですが、奥州市で御家族で出られるという方もいらっしゃいます。あとは牛飼い女子グループの方で、宮城全共を勉強のために応援に行くというお話も聞いていますので、宮城全共では一緒になって牛飼い女子の活動の場としていただければと考えているところです。

○吉田敬子委員 今年度で終わりということなのですが、やっと活動が見えてきてというか、初年度からやっているところは3年間やっているのですが、新たにグループになったところは、ほかのところも見て、今後こういうことやっていきたいとか、あとは6次産業化で、例えば小野寺恵先生がいろいろと食品にも関与されていたかと思うのですが、そういったところでもすごく頑張られている活動でもあるので、ぜひ畜産県岩手として、今後も引き続き頑張っていただきたいと思っております。

○藤代畜産課総括課長 委員御指摘のとおり、牛飼い女子会については一応3年で一区切りということで、見直し時期に入っておりますので、県の予算については夏以降オータムレビューという形で議論して、いろいろと詰めていくことで今進めておりますので、この牛飼い女子グループについても、今まで県で掘り起こして活動を応援するというやり方をしてきましたので、状況を見ながら、来年はどのようなことができるかというのを詰めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 この間、日欧EPA協定が大枠合意になりました。まだ決着したわけではありませんけれども、今回の日欧EPA大枠合意について県としてどのように受けとめているのでしょうか。今回の豚肉とかチーズ、木材、ワインなど、農林水産業に及ぼす影響というのは決して軽微ではないと私は受けとめていますけれども、その辺の影響も含めて県としての受けとめ、影響についてまずお伺いしたいと思います。

○照井企画課長 日EU・EPAについての御質問であります。先日大枠合意がされ、国のほうでは基本方針が示されたところではありますが、現時点において国のほうで影響試算とか具体的な対策をまだ示していない状況でありまして、本県へのその影響について、お答えするのはなかなか困難な状況であります。ただ、報道等によりますと、チーズ等乳製品につきましては、安価な乳製品が増加した場合に、北海道が中心になって加工原料が飲料向けに供給されることによって、本県に影響があるのではないかと。あるいは木材につきましては、結構EUのほうから製材や構造用集成材が輸入されておりますので、それが入ることによりまして本県の県産材等に影響があるのではないかと懸念がされているところです。

県としましては、引き続き県民の生活や経済活動に影響が生じないよう、国の動向を注視しながら、あるいは必要に応じて対策等の手を打っていきたいと考えております。

○高田一郎委員 前回TPPのときには、大筋合意になった直後、たしか当時の農林水産部長が上京して、影響試算とか対策を求めたわけですが、今回はまさにTPPのと

き以上に政府が、少なくとも影響試算を出すとか、どういう対策をするとかない中で、農家にとってみれば突然の大枠合意ということなのですけれども、県として国に対してどういうアクションをしていくのかについてお伺いしたいと思います。

○**紺野農林水産部長** 私どもとしてはやはり影響についてもどのような影響があるか、なかなか国から具体的なものが示されていない中で、今後示していただきたいということと、あわせて今後の対策、それについて万全の対策をしていただきたいということで、実は先週の金曜日に国に行って要望活動を行ったところであります。今後につきましても、引き続き必要に応じて対応を求めていきたいと考えております。

○**高田一郎委員** 先週上京して政府に対応を求めたと言うのですけれども、具体的にどんな中身で対応したのか。

○**紺野農林水産部長** 内容につきましては、今後万全の対応、対策をしていただきたいという内容でもってお願いしてきたところであります。内容につきましては、農林水産業に及ぼす影響について十分な説明を行うこと、また合意内容を踏まえた体質強化対策等について早期に具体化をするということと必要な予算を確保するという、大きな2点の要望をしてきたところであります。

あと、このほかにも6月21日に北海道・東北知事会としても緊急要請を行ったということでもあります。

○**高橋孝眞委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって本日の調査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会について御連絡ありますので、少々お待ち願います。

次に、9月5日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしておりましたとおり、いわて林業アカデミーについてお手元に配付の日程により現地調査を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。当日は、委員会室で開会后、バスで現地に向かいますので、あらかじめ御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。